

川崎市内 各区社会福祉協議会 移送サービス事業概要

平成20年度

区	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
台 数		2 台	2 台	2 台	2 台 / 4 台	2 台 / 2 6 台	1 台
車 両		トヨタ (ラクティス・ワゴン車) トヨタ (タウンエース ノア・ワゴン車)	三菱 (デリカスペースギア・ワゴン車) トヨタ (ファンカーゴ・ワゴン車)	日産 (セレナチェアキャブ・ワゴン車) 三菱 (ミニキャブ・軽自動車)	日産 (セレナチェアキャブ・ワゴン車)  / ボランティア自家用車	トヨタ (ツーリングハイエース・ワゴン車) 三菱 (ミニキャブ・軽自動車)  / ボランティア自家用車	日産 (セレナチェアキャブ・ワゴン車)
ボランティア数		2 0 名	2 1 名	1 5 名	1 9 名	4 1 名	1 6 名
登録利用者数		3 8 名	4 1 名	4 7 名	2 9 名	個人 1 0 3 名 団体 5 団体	3 5 名
19年度利用件数 ボランティア対応		2 9 7 件	1 4 0 件	2 0 6 件	2 9 3 件	7 6 2 件	1 8 4 件
車両貸し出し		未実施	8 1 件	1 7 件	3 6 件	1 0 2 件	1 5 件
賛助会費		年間 3, 0 0 0 円	なし	年間 1, 0 0 0 円 (車両貸し出しのみ)	年間 3, 0 0 0 円	年間 2, 0 0 0 円	年間 2, 0 0 0 円
利用対象		区内在住で ①60歳以上で、公共交通機関や一般車両の利用が困難な方。 ②身体障害者手帳1・2級の交付を受け、公共交通機関や一般車両の利用が困難な方。 上記、①②で賛助会員の登録をされた方。	区内在住で、既存の交通機関・一般車両を利用することが困難と認められる身体障害者手帳を交付されている、もしくは、要介護(要支援)認定を受けられている方で、車いすを利用している在宅の方。 また、利用に際して本会の移送サービス事業実施要綱及び利用手続に関する要領等を遵守できる方。	区内在住で車いす利用の方・歩行困難な方で、公共交通機関や一般車両の利用が困難で登録した方。 原則として身体障害者手帳2級以上、要介護2以上の方。	介護保険上の「要介護」又は「要支援」の認定を受けており、既存交通機関・一般車両の利用が困難な方。 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方、療育手帳Aの方及び、これに準ずる方で、既存交通機関の利用が困難な方。	区内に住所を有し、あらかじめ会員として登録された次の方とその介助者又は付添人。 ①介護保険法にいう要介護者及び要支援者。 ②身体障害者福祉法にいう身体障害者。 ③その他肢体不自由、知的障害などにより単独での移動が困難な方であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な方。	区内に住所を有し、あらかじめ会員として登録された次の方。 ①要介護認定を受けている方 ②身体障害者手帳をお持ちの方 ③その他、肢体不自由児者、知的障害者、精神障害者など単独で公共交通機関の使用が困難と認められる方
利用者負担		・利用料として、1キロ30円。 ・運行協力費。 ・有料駐車場料金、有料道路料金等実費を負担。	・利用料は無償。 ・実費のみ負担(走行に要する燃料費、有料駐車場料金、有料道路料金等)	・利用料は無償。 ・実費燃料代として、日産(レッツ号)利用時は、1キロ50円。 三菱(ミニレッツ号)利用時は、1キロ30円。 ・有料駐車場料金、有料道路料金等、実費を負担。	・ガソリン代として、5キロ150円。 ・ボランティア交通費 500円。 ・有料駐車場料金、有料道路料金等、実費を負担。	福祉車両、ボランティア自家用車の利用については、 ・走行1キロあたり50円(初乗り5キロまで250円、以後5キロごとに250円加算。) ・迎車料金 片道250円。 ・待機料金 500円(片道30キロ以上かつ目的地において3時間以上待機が必要な場合。) ・長距離加算 500円(目的地までの往路または復路のみの利用で、かつ片道が20キロを超える場合。) ・乗降介助料 500円(ボランティア自家用車利用時) 車両貸し出しの利用については、 ・走行1キロあたり50円(初乗り10キロまで500円、以降10キロごとに500円加算。) ・40キロ以上は、走行距離×50円。	・迎車回送料 300円/回 ・ガソリン代として、5キロ250円(ただし、50キロを超える場合は、走行距離に50(円)を乗じた額とする。) ・待機料金 500円(ただし、目的地において車両を4時間以上待機させた場合のみ。)